

一般社団法人 ふじのくに文教創造ネットワーク 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人 ふじのくに文教創造ネットワークと称する。

(目的)

第2条 当法人は、静岡オリジナルの企画による、音楽芸術を中心とした文化教育事業の推進を通して、ふじのくに静岡の地域性や文化力を活かした生涯学習環境の創造、発展、促進を図り、地域振興ならびに地域活性化に寄与することを目的とし、その目的達成のために下記の事業を行う。

- ① ワールドファミリーコンサート事業（世代と音楽ジャンルを越えて音楽の楽しさを体感できる演奏会の開催）
- ② リスペクトコンサート事業（歴史上の音楽家の生涯と作品で綴る演劇を融合した演奏会の開催）
- ③ スポーツ界、産業界とのコラボレーションによる文化イベント事業
- ④ 文化イベント情報検索サイトの開設
- ⑤ 事業紹介イベントの開催
- ⑥ 事業紹介のためのインターネットホームページの開設
- ⑦ 事業関連ソフトの発行及び出版
- ⑧ その他、当法人の目的を達成するために必要な事業

(主たる事務所等)

第3条 当法人は、主たる事務所を静岡県掛川市に置く。

2 当法人は、理事会の決議により従たる事務所を必要な場所に設置することができる。

(公告)

第4条 当法人の公告は、事務所の公衆の見やすい掲示場に掲示する方法により行う。

(機関の設置)

第5条 当法人は、理事会、監事を置く。

第2章 会員

(会員、種別及び入会)

第6条 当法人の目的に賛同し、入会した者を会員とする。

- 2 当法人の会員は、次の4種とし、特別会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。
 - ① 特別会員 当法人の目的に賛同して入会し、当法人が行う事業全般に対して責任を担う個人又は団体
 - ② 一般会員 当法人の事業に参加するため入会した個人または団体
 - ③ 賛助会員 当法人の事業を賛助するため入会した個人または団体
 - ④ 名誉会員 当法人に多大なる功績のあった個人または団体または学識経験者等で社員総会において推薦された個人または団体
- 3 当法人の会員となるためには、次に手続きを行い、承認を得るものとする。
 - ① 特別会員 当法人が別に定める申込様式による申込みを行い、理事会の承認を得るものとする。
 - ② 一般会員 当法人が別に定める申込様式による申込みを行い、代表理事の承認を得るものとする。
 - ③ 賛助会員 当法人が別に定める申込様式による申込みを行い、代表理事の承認を得るものとする。
 - ④ 名誉会員 社員総会において推薦され、理事会の承認を得るものとする。

(会費等)

第7条 特別会員は、社員総会で別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

- 2 一般会員は、社員総会で別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。
- 3 賛助会員は、社員総会で別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。
- 4 名誉会員においては、会費等の規定は設けないものとする。

(任意退会)

第8条 会員は、当法人が別に定める退会届を代表理事あてに提出することにより、任意にいつでも退会することができる。ただし、特別会員及び一般会員に限り、退会の申出は、一ヵ月以上前に予告するものとするが、やむを得ない事由があるときは、いつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が、次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の特別決議によって当該会員を除名することができる。

- ① この定款その他の規則に違反したとき
 - ② 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
 - ③ その他の除名すべき正当な事由があるとき
- 2 この場合は、除名した会員にその旨を通知することを要する。

(会員の資格喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかの事由に該当するときは、その資格を喪失する。

- ① 1年以上、会費を滞納したとき
 - ② 総特別会員の同意
 - ③ 当該会員が、死亡または解散したとき
- 2 会員は、前項の資格を喪失したときは退会するものとする。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第11条 会員が前3条の規定によりその資格を喪失したときは、当法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。特別会員については、一般法人法上の社員としての地位を失う。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

- 2 当法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

(会員名簿)

第12条 当法人は、会員の氏名または名称および住所を記載した会員名簿を作成し、当法人の主たる事務所に備え置くものとする。

- 2 当法人の会員に対する通知または催告は、会員名簿に記載した住所または会員が当法人に通知した居所にあてて行うものとする。

第3章 社員総会

(種類)

第13条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の2種とする。

(構成)

第14条 社員総会は、特別会員をもって構成する。

(権限)

第15条 社員総会は、次の事項を議決する。

- ① 入会の基準並びに会費及び入会金の金額
- ② 会員の除名
- ③ 理事及び監事の選任または解任
- ④ 計算書類等の承認
- ⑤ 定款の変更
- ⑥ 解散
- ⑦ 事業の全部又は事業の重要な一部の譲渡
- ⑧ 理事会において社員総会に付議した事項
- ⑨ 前各号に定めるもののほか、一般法人法に規定する事項及びこの定款に定める事項

(開催)

第16条 定時社員総会は、毎年1回、毎事業年度終了後3ヵ月以内に開催する。臨時社員総会は、必要がある場合に開催する。

(開催地)

第17条 社員総会は、主たる事務所の所在地において開催する。

(招集)

第18条 社員総会は、一般法人法に別段の定めがある場合を除き、理事会の過半数による決議に基づき代表理事が招集する。代表理事に事故もしくは支障があるときは、あらかじめ理事会の定めた順位により他の理事がこれを招集する。

2 社員総会を招集するには、会日より1週間前までに、各社員に対して招集通知を発するものとする。

3 前項にかかわらず、社員総会は、総特別会員の同意がある場合には、書面又は電磁的記録による議決権の行使を認める場合を除き、その招集手続を省略することができる。

(議長)

第19条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。ただし、代表理事に事故もしくは支障があるときは、あらかじめ理事会の定めた順位により他の理事がこれに代わるものとする。

(議決権)

第20条 社員総会における議決権は、特別会員1名につき1個とする。

(決議の方法)

- 第21条 社員総会の決議は、一般法人法又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、全特別会員の議決権の過半数を有する特別会員が出席し、出席した特別会員の議決権の過半数をもって行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総特別会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
- ① 会員の除名
 - ② 監事の解任
 - ③ 定款の変更
 - ④ 解散
 - ⑤ その他、一般法人法で定められた事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第25条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議決権の代理行使)

- 第22条 社員総会に出席できない特別会員は、当法人の特別会員又は親族を代理人として議決権の行使を委任することができる。この場合においては、当該特別会員は、代理権を証明する書類を当法人に提出しなければならない。ただし、代理人となれる親族は、当法人の一般会員もしくは賛助会員でなければならない。

(議決、報告の省略)

- 第23条 理事又は特別会員が、社員総会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、特別会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の議決があったものとみなす。
- 2 理事が特別会員の全員に対し、社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を社員総会に報告することを要しないことについて、特別会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の社員総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

- 第24条 社員総会の議事については、一般法人法で定めるところにより、議事録を作成し、議長が記名押印して10年間当法人の主たる事務所に備え置くものとする。。

第4章 役員等

(役員を設置)

第25条 当法人には、理事及び監事を置く。

(理事及び監事の員数)

第26条 当法人には、次の員数の理事及び監事を置く。

- ① 理事 5名以上、12名以内
- ② 監事 3名以内

(理事及び監事の資格)

第27条 当法人の理事及び監事は、原則として、当法人の特別会員の中から選任するものとする。ただし、必要があるときは、総特別会員の過半数の同意をもって、特別会員以外の者から選任することを妨げない。

(理事及び監事の任期)

第28条 理事の任期は、選任後2年以内の最終の事業年度に関する定時社員総会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内の最終の事業年度に関する定時社員総会の終結の時までとする。
- 3 任期満了前に退任した理事及び監事の補欠として選任された者の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 増員により選任された理事の任期は、他の在任理事の任期の残存期間と同一とする。
- 5 増員により選任された監事の任期は、他の在任監事の任期の残存期間と同一とする。ただし、他の在任監事の任期の残存期間が2年に足りないときは、第1項によるものとする。
- 6 理事又は監事は、第25条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(代表理事等)

第29条 理事のうち、1名を代表理事とし、理事会の決議によって選定する。

- 2 代表理事をもって理事長と称する。また、副理事長、専務理事、常務理事を必要などきに、若干名を選出することができる。

(選任等)

第30条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

- 2 理事長、副理事長、専務理事、常務理事は、理事会の決議によって理事の中から定める。
- 3 監事は、当法人の理事もしくは使用人を兼ねることができない。
- 4 理事のうち、理事のいずれかの1名とその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。
- 5 他の同一の団体（公益法人を除く。）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

（理事の職務及び権限）

第31条 代表理事は、当法人を代表し、その業務を統轄する。

- 2 専務理事は、当法人の業務を執行する。
- 3 常務理事は、当法人の業務を分担執行する。

（監事の職務・権限）

第32条 監事は、理事の職務の執行を監査するとともに、この法人の会計を監査し、一般法人法で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業及び会計の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

（理事及び監事の解任）

第33条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

（報酬等）

第34条 理事及び監事は無報酬とする。ただし、常勤の理事に対しては、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、社員総会の決議を経て報酬等として支給することができる。

（取引の制限）

第35条 理事が次の取引をしようとする場合には、社員総会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を得なければならない。

- ① 自己または第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引
- ② 自己または第三者のためにする当法人との取引
- ③ 当法人がその理事の債務を保証すること、その他、理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引

第5章 理事会

(構成)

第36条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第37条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- ① 当法人の業務執行の決定
- ② 社員総会の日時ならびに議事に付すべき事項の決定
- ③ 規則の制定、変更及び廃止に関する事項
- ④ 理事の職務執行の監督
- ⑤ 理事長、副理事長、専務理事、常務理事の選定及び解職

2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。

- ① 重要な財産の処分及び譲受け
- ② 多額の借財
- ③ 重要な使用人の選任及び解任
- ④ 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
- ⑤ 理事の職務の執行が一般法人法及び定款に適合することを確保するための体制その他当法人の業務の適正を確保するために必要な一般法人法で定める体制の整備

(種類及び開催)

第38条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とする。

2 通常理事会は、毎年2回開催する。

3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- ① 理事長が必要と認めたとき
- ② 理事長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって理事長に招集の請求があったとき
- ③ 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合において、その請求をした理事が招集したとき

(招集)

第39条 理事会は、理事長が招集する。ただし、前条第3項第3号により理事が招集する場合及び一般法人法の規定に基づき監事が招集する場合を除く。

- 2 理事長は、会日の5日前までに各理事及び各監事に対して招集の通知を発するものとする。ただし、緊急な場合はこれを短縮することができる。
- 3 理事長は、前条第3項第2号又は一般法人法に該当する場合は、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知を発しなければならない。
- 4 理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集手続を経ずに開催することができる。

(議長)

第40条 理事会の議長は、一般法人法に別段の定めがある場合を除き、理事長がこれに当たる。ただし、理事長に事故もしくは支障があるときは、あらかじめ理事会で定めた順位により、他の理事がこれに代わるものとする。

(決議)

第41条 理事会の決議は、決議に特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(決議の省略)

第42条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、決議に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(報告の省略)

第43条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合には、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、一般法人法第91条2項の規定による報告については、この限りでない。

(職務の執行状況の報告)

第44条 理事長は、年2回、通常理事会の開催前に自己の職務の執行の状況を理事会に報告するものとする。

(議事録)

第45条 理事会の議事については、一般法人法で定めるところにより議事録を作成し、理事長は、これに押印しなければならない。

第6章 資産及び会計

(基本財産)

第46条 当法人の基本財産は、社員総会において別に定めるところにより、当法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならないが、処分するときは、あらかじめ理事会及び社員総会の承認を要する。

(事業年度)

第47条 当法人の事業年度は、毎年1月1日に始まり12月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第48条 当法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の決議を経て、社員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置く。

(事業報告及び決算)

第49条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に報告(第2号及び第5号の書類を除く。)しなければならない。

- ① 事業報告
- ② 事業報告の附属明細書
- ③ 貸借対照表
- ④ 損益計算書(正味財産増減計算書)
- ⑤ 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

2 前項第3号及び第4号の書類については、一般法人法施行規則第48条に定める要件に該当しない場合には、定時社員総会への報告に代えて、定時社員総会の承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

- ① 監査報告
- ② 会計監査報告

第7章 解散

(解散の事由)

第50条 当法人は、次に掲げる事由によって解散する。

- ① 当法人が掲げる事業目的を取り下げ、異なる目的に変更し、新たな事業を行うことを理事会が決議し、社員総会がこれを承認する意向が明確になったとき
- ② 社員総会の決議
- ③ 法人の合併
- ④ 社員が欠けたとき
- ⑤ 法人の破産手続開始決定
- ⑥ 解散を命ずる裁判

第8章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第51条 当法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等につきインターネットホームページ等を利用して積極的に公開するものとする。

(個人情報の保護)

第52条 当法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

第9章 附則

(委任)

第53条 この定款に定めるもののほか、当法人の運営に必要な事項は、理事会の議決により別に定める。

(特別の利益の禁止)

第54条 当法人は、当法人に財産の贈与若しくは遺贈する者、当法人の役員若しくは特別会員又はこれらの親族等に対し、施設の利用、金銭の貸付け、資産の譲渡、給与の支給、役員等の選任、その他財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えることができない。

(最初の事業年度)

第55条 当法人の設立初年度の事業年度は、当法人の成立の日から平成22年12月31日までとする。

(設立時社員の氏名又は名称)

第56条 設立時社員の氏名は次のとおりである。

設立時社員 齊藤 勇

設立時社員 村松知哉

(設立時役員等)

第57条 当法人の設立時役員は、次のとおりである。

設立時理事 齊藤 勇

設立時理事 西尾昌巳

設立時理事 深谷茂予

設立時理事 鈴木淳司

設立時理事 水島健次郎

設立時理事 齊藤晴久

設立時監事 村松知哉

(定款に定めのない事項)

第58条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令の定めるところによる。